

平成20年2月8日

各位

総合安全管理センター長
伊澤達夫

自動車入退構ゲートの更新に伴う課金のお知らせ

現在使用中の大岡山地区及びすずかけ台地区の自動車入退構ゲートは、所定のリース期間が経過し機器の機構部等に劣化が見られるため、平成20年4月より新たな機器に更新いたします。

更新に伴い、総合安全管理センターにおいて決定（すずかけ台：H19.1.23，大岡山：H19.3.19）し、既に各地区の安全衛生委員会等を通じてお知らせした「学内の包括的交通対策の基本方針と実施計画」（総合安全管理センターのホームページで閲覧できます）に基づき、入構ゲートの課金等の提案が平成20年2月8日の役員会で承認されました。

つきましては、下記のとおり平成20年4月1日より、構内への入構が有料となり、同時に臨時入構車両の入構日数が制限されますので留意願います。

記

1. 課金の理由

包括的交通対策の基本方針である、①**駐車原則**（入構車両の駐車スペース確保）、②**道路利用原則**（歩行者優先、迷惑駐車防止）、③**入構原則**（入構車両の制限、環境配慮）を踏まえ、入構車両の適正な管理・抑制、抑制による駐車スペースの確保及び環境への配慮を目的とし、入退構管理のために発生する費用を使用者側で一部負担していただくために課金を行います。

2. 課金の額

- (1) 自動車車両による入構の課金は、当分の間、大岡山、すずかけ台とも、**1回100円**とします。今後駐車場の利用状況などに照らして料金改定を行います。年間入構証の保有車両も対象となります。
- (2) **入構1時間以内の退構は無料**とします。
- (3) やむなく2日間以上駐車した場合は、1回の料金に駐車した日数を乗じた金額を徴収します。（例：2日であれば200円）

3. 臨時入構の制限

教職員及び学生の臨時入構は、平日5日間のうち3日までとします。

4. 駐車違反者の罰則

駐車場以外の場所に1箇月以内に2回以上の駐車が認められた者に対しては、総合安全管理センターの審議に付し、1箇月の間、自動車での入構を禁止します。

5. 開始時期と対象キャンパス

時期：平成20年4月1日（火）7：00～

対象キャンパス：大岡山、すずかけ台

6. 徴収した料金の使用目的

ゲートのリース代に充てます。なお、徴収総額がリース料を上回る場合は駐車場整備費用や交通整理員費用等、包括的交通対策の範囲内で使用します。

入退構の詳細等については、別紙「自動車入退構ゲートのパスカードについて」、または、総合安全管理センターホームページをご覧ください。

<発信元> 施設運営部施設安全企画課 安全推進第1係（内線3408）
<問い合わせ先> 財務部主計課 財産管理第1係（内線2306）